

随意契約理由書

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 2系生物反応槽散気流入弁補修工事

本工事は、大井水みらいセンターに設置されている散気流入弁が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した岡谷精立工業(株)以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

なお本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴取を省略する。